熊本県告示第 669 号

昭和 47 年 3 月 31 日熊本県告示第 243 号の 5（収納代理金融機関の名称及び位置）の一部を次のように改め、平成 16 年 6 月 21 日から施行する。

平成 16 年 6 月 21 日

熊本県知事　潮　谷　義　子

収納代理金融機関の名称及び位置の表中「

親和銀行健軍中央支店	熊本市東野一丁目 3 番
長崎銀行熊本支店	熊本市下通一丁目 8-20

38 号

」を、「

長崎銀行熊本支店	熊本市下通一丁目 8-20

」に改める。

熊本県告示第 670 号

熊本県収納代理金融機関事務取扱要領の一部を改正する要領を次のように定める。

平成 16 年 6 月 21 日

熊本県知事　潮　谷　義　子

熊本県収納代理金融機関事務取扱要領の一部を改正する要領

熊本県収納代理金融機関事務取扱要領（昭和 60 年熊本県告示第 271 号の 11）の一部を次のように改正する。

別表第 2 中「親和銀行健軍中央支店」を削る。

附　則

この要領は、平成 16 年 6 月 21 日から施行する。

熊本県告示第 671 号

介護保険法（平成 9 年法律第 123 号）第 41 条第 1 項の規定により指定居宅サービス事業所を次のとおり指定した。

平成 16 年 6 月 21 日

熊本県知事　潮　谷　義　子

【訪問介護】

事業所の名称及び事業所の所在地	事　業　者　名	指　定　年　月　日
有限会社介護サービスなごみ 熊本市近見七丁目 5 番 11-508 号	有限会社介護サービスなごみ	平成 16 年 6 月 11 日

熊本県告示第 672 号

介護保険法（平成 9 年法律第 123 号）第 46 条第 1 項の規定により指定居宅介護支援事業所を次のとおり指定した。

平成 16 年 6 月 21 日

熊本県知事　潮　谷　義　子

事業所の名称及び事業所の所在地	事　業　者　名	指　定　年　月　日
有限会社介護サービスなごみ 熊本市近見七丁目 5 番 11-508 号	有限会社介護サービスなごみ	平成 16 年 6 月 11 日

公　　告

熊本県公告第 526 号

宅地建物取引業法（昭和 27 年法律第 176 号）第 65 条第 2 項の規定による行政処分について、同法第 70 条第 1 項の規定により、次のとおり公告する。

平成 16 年 6 月 21 日

熊本県知事　潮　谷　義　子

1　被処分者
　名　　称　　松栄不動産企画
　代表者氏名　　大久保　敏道
　事務所所在地　熊本県下益城郡松橋町大字浦川内 258-1
　免許証番号　　熊本県知事（３）第 3791 号
　免許年月日　　平成 15 年 5 月 23 日
2　処分年月日
　平成 16 年 6 月 11 日
3　処分内容
　業務の全部停止 1 月